

習志野市議会議員 **無所属** 「習志野 ずっと住みたい まち計画」 第 32 号

伊藤ひろし



『教育都市の伸展』

平成 24 年度に開催される 4 回の議会では、50 年、100 年かけた「まちづくり構想・目標」を市長・教育長に提言することを予定しています。政治家として、習志野市のまちづくり・人づくりが「日本再生」「地球・世界貢献」に繋がらなければいけないと認識しています。今年度も、衆知を集める政治活動を基本に、子々孫々に善き習志野・日本を創るために活動します。引き続きご指導・ご支援の程よろしくお願い致します。

『教員養成』は、大事な「要」

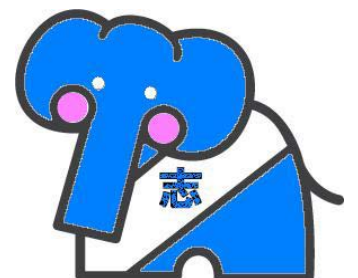
3 月議会の一般質問では、昔から国家百年の大計と言われている「教育・人づくり」について質問しました。習志野市は、漢字で市の名前を表すように、「習う」・「志」・「野原」の「野」、という字で習志野であります。今日まで習志野市制は、「志を習う地」の市名にふさわしく、人づくりに力を置いた「教育都市」を築いてきました。象徴するのが、市立「幼稚園」「高校」の創設です。市民の方々が、市制当初から社会に貢献する人材を輩出するために、幼児教育・高校教育に税金を投資する「まちづくり」を進めてきた事に心から敬意を表する次第です。

道徳の時間で「公の精神」を持った誇りある日本人の育成を！

21 世紀は、IT 化やグローバル化の進展、地球環境・エネルギー問題といったように、自国の発展だけを考えていては、経済も行き詰まり、地球環境も悪化の一途を辿るばかりです。今こそ、世界視野に立った働きをする「日本人」を育てなければいけない時代です。

私は、「習志野」で学んだ子どもが「日本・世界の人財」となる「教育都市」へと伸展させる責任ある立場です。

その目標を実現するためには、建物の整備はもちろん大事ですが、重要なのはやはり「学校教育の授業内容」が、適格でなければなりません。3 月議会では、第 1 段として「道徳の時間」について質問しました。特に、「偉人・伝記」を学ぶ授業の充実を教育長に提案しました。子どもたちが、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていくためには、「生きるモデル・目標」を見つけることが必要と考えるからです。



道徳教育における「議会質問」で「一歩前進」

私は、議会で特に若年層の教員が増えている現況において、初任者・初期層（5年未満）の研修で「道徳の時間」の指導力向上のために、「先人・伝記等の授業の意義」を扱うことを提案しました。教育委員会の答弁は、今年度の研修で取り上げるとのことでした。一歩前進です。

現在の大学の教員免許取得課程では、道徳について2単位（15時限）の科目履修をすれば、要件を満たすこととなります。このような現状で、学校の現場で質の高い「道徳」の授業が期待できるはずがありません。

60年ぶりの「教育基本法」改正に伴い、今年度（24年度）から「新」学習指導要領に沿って「小学校」「中学校」の授業が全面展開されます。「道徳の時間」での改訂ポイントは、先人の生き方、自然、伝統と文化、スポーツなど、児童生徒が感動を覚える魅力的な教材の活用です。

現行では、教員の指導力を向上させる任務は、「地方自治体の教育委員会」となっています。私自身も、公開授業・初期層研修・一般授業参観に出席し、教育現場の実情把握に努め、引き続き教育委員会と意見交換していきます。

「教育都市を伸展」させるためには、質の高い授業が重要になります。習志野市として『教員養成』も大事な「要」と考えています。

3月議会での質問項目

①親学 ②道徳教育 ③新庁舎建設

市のホームページから議会中継の録画を見ることができます。

『一般質問 3月8日（木）4番目』

住宅での「太陽光発電」設置費補助のご案内

習志野市では、地球環境に配慮した「太陽光エネルギー」の利用促進として、補助金制度を創設！

○申請受付期間：平成24年4月2日～平成25年3月29日

○補助額：太陽電池の最大出力に2.5万円を乗じた額とし、10万円を限度。

（ホームページにも詳細掲載）

○問い合わせ：環境政策課 電話番号 047-451-1151

※申請の受付は先着順。申請件数が予算枠（1500万円）を超えた場合は、それ以降の交付はされません。

伊藤 寛（いとうひろし）

習志野市袖ヶ浦2-4-1-102

電話・FAX 047-454-8358

携帯電話 080-1378-4179

メール アドレス

hiroshi-ito@hiroshi-ito.com

【プロフィール】

現在：習志野市議会議員（会派：ならしの志民の会）

1975年10月生まれ（36歳） 家族：妻・長男

東海大学政治経済学部卒

地域活動：消防団・交通安全協会・ソフトボール協会

資格：防災士、習志野市応急手当指導員、

中学校教諭1種（社会）、高等学校教諭1種（公民）